

標準貨物自動車利用運送約款

目次

- 第一章 総則(第一条～第二条)
- 第二章 利用運送業務(第三条～第十六条)
- 第三節 積込み又は取卸し(第十三条～第十五条)
- 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十八条～第二十六条)
- 第五節 指図(第二十七条～第二十八条)
- 第六節 運賃及び料金(第三十一条～第三十二条)
- 第七節 責任(第三十八条～第五十条)
- 第三章 附帯業務(第五十一条～第五十三条)

第一章 総 則

第一条 利用運送業務

第二条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する事業をいう。)を行います。

第三条 前項の事業に附帯する事業を行います。

第四条 当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については法令又は一般の慣習によります。

第五条 前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 利用運送業務

第一節 利用運送の引受け

第六条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

第七条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

第八条 利用運送の順序

第九条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第十条 引渡期間

第十一条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

第十二条 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

第十三条 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十七キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

第十四条 三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあつては各一日

第十五条 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これを待つて延着とします。

第十六条 (貨物の種類及び性質の確認)

第十七条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあつたときは、貨物の種類及び性質を申告することを申込者に求めることがあります。

第十八条 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立合ひの上で、これを点検することがあります。

第十九条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

第二十条 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

第二十一条 (引受け拒絶)

第二十二条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

第二十三条 一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

第二十四条 二 申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

第二十五条 三 運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

第二十六条 四 当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

第二十七条 五 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

第二十八条 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

第二十九条 (運送状等)

第三十条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

第三十一条 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

第三十二条 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

第三十三条 三 運送の扱種別

第三十四条 四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払に関する事項

第三十五条 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

第三十六条 六 運送状の作成地及びその作成の年月日

第三十七条 七 高価品については、貨物の種類及び価額

第三十八条 八 品代金の取立てを委託するときは、その旨

第三十九条 九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

第四十条 十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

第四十一条 二 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、前店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第四十二条 (高価品及び貴重品)

第四十三条 第九条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

第四十四条 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イジウム、タンクスズ、その他の稀金属、金剛石、紅玉、綠柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、ベニ甲、珊瑚及び各その製品

第四十五条 二 美術品及び骨董品

第四十六条 三 容器及び荷造り

第四十七条 四 前項第三号のキログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

第四十八条 三 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第四十九条 (運送の扱種別等不明の場合)

第五十条 第十条 当店は、荷送人が利用運送の申込みをするにあたり、

運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

第五十一条 (荷造り)

第五十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えらるるような荷造りを行わなければなりません。

第五十三条 二 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

第五十四条 三 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

第五十五条 (外装表示等)

第五十六条 第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認められた事項については、この限りではありません。

第五十七条 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

第五十八条 二 品名

第五十九条 三 個数

第六十条 四 その他貨物の取扱いに必要な事項

第六十一条 二 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

第六十二条 (貨物引換証の発行)

第六十三条 第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合に、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。

第六十四条 一 貴重品及び危険品

第六十五条 二 植木類、苗及び生花

第六十六条 三 動物

第六十七条 四 活鮮魚介類その他腐敗又は変質しやすいもの

第六十八条 五 流動物(酒類、酢類、醬油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。)

第六十九条 六 汚い品

第七十条 七 品代金取立ての委託を受けた貨物

第七十一条 八 ばら積貨物

第七十二条 (動物等の運送)

第七十三条 第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

第七十四条 一 当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。

第七十五条 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

第七十六条 (危険品の運送)

第七十七条 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に申告するとともに、その品名及び性質その他必要な事項を運送状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

第七十八条 (代替運送)

第七十九条 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けたい貨物の運送を他の運送機関による運送を利用することとすることができます。

第八十条 二 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第八十一条 (積込み又は取卸し)

第八十二条 第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

第八十三条 二 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第八十四条 (第三節 貨物の受取及び引渡し)

第八十五条 (受取及び引渡しの場所)

第八十六条 第十八条 当店は、運送状に記載され、又は申告された集貨先又は発送地に引渡しされ、又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送状に記載され、又は申告された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

第八十七条 (管理者等に対する引渡し)

第八十八条 第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。

第八十九条 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

第九十条 二 船舶、寄附舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

第九十一条 (留置権の行使)

第九十二条 第二十条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

第九十三条 二 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約については、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人とその運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

第九十四条 (貨物引換証の受戻義務)

第九十五条 第二十一条 当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換えてなければ、貨物の引渡しをしません。

第九十六条 二 貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は当該貨物の引渡しをしません。

第九十七条 三 前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

第九十八条 (指図の催告)

第九十九条 第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することがあります。

第一百条 二 当店は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に対し、前項に規定すると同じ内容の催告をすることがあります。

第一百零一条 一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。

第一百零二条 二 荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。

第一百零三条 (引渡不能の貨物の寄託)

第一百零四条 第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

第一百零五条 二 当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

第一百零六条 三 当店は、第一項の規定により寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることができます。

第一百零七条 四 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物につき、倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉庫証券を留置することがあります。

第一百零八条 (引渡不能の貨物の供託)

第一百零九条 第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合

又は第二十二条各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。

第一百十條 二 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

第一百十一條 (引渡不能の貨物の競売)

第一百十二條 第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対し催告をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

第一百十三條 二 当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

第一百十四條 三 当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価をもつて運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

第一百十五條 (引渡不能の貨物の任意売却)

第一百十六條 第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二條第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて第二十二條の手續きをとりとまがないときは、その手續きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することがあります。

第一百十七條 二 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第一百十八條 (第四節 指 図)

第一百十九條 (貨物の処分権)

第一百二十條 第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し指図をすることがあります。

第一百二十一條 二 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

第一百二十二條 三 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

第一百二十三條 四 貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

第一百二十四條 (指図に応じない場合)

第一百二十五條 第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあることを認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じない場合があります。

第一百二十六條 二 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に対して通知します。

第一百二十七條 (第五節 事 故)

第一百二十八條 (事故の際の措置)

第一百二十九條 第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。

第一百三十條 一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき

第一百三十一條 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき

第一百三十二條 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

第一百三十三條 二 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないときは、これは当店の定められた期間内前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

第一百三十四條 三 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

第一百三十五條 (危険品の処分)

第一百三十六條 第三十条 当店は、第十五條の規定による申告及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破壊その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

第一百三十七條 同条の規定による申告及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

第一百三十八條 二 前項前段の処分を要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

第一百三十九條 三 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第一百四十條 (事故証明書の発行)

第一百四十一條 第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内の限り、事故証明書を発行します。

第一百四十二條 二 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降において、発行することがあります。

第一百四十三條 (第六節 運賃及び料金)

第一百四十四條 (運賃及び料金)

第一百四十五條 第三十二条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第一百四十六條 二 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第一百四十七條 (運賃、料金等の取受方法)

第一百四十八條 第三十三条 当店は、貨物を受け取るまで、荷送人が運賃、料金等を受取ります。

第一百四十九條 二 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その不足を払い戻し、又は追徴します。

第一百五十條 三 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から取受することを認め、これをします。

第一百五十一條 (運賃請求権)

第一百五十二條 第三十四条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。

第一百五十三條 二 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によつて滅失したときは、運賃、料金等その他の費用の全額を受取ります。

第一百五十四條 (事故等と運賃、料金)

第一百五十五條 第三十六条 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取ります。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷送人又は荷受人に払い戻します。

第一百五十六條 (中止手数料)

第一百五十七條 第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人の責任とされるべきで

ない事由によることを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第一百五十八條 二 前項の中止手数料は、次のとおりとします。

第一百五十九條 一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円

第一百六十條 二 貸切貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第一百六十一條 (第七節 責任)

第一百六十二條 (責任の始期)

第一百六十三條 第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取つた時に始まります。

第一百六十四條 (責任と善証)

第一百六十五條 第三十九条 当店は、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

第一百六十六條 (コンテナ貨物の責任)

第一百六十七條 第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又はき損については、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

第一百六十八條 一 荷送人が貨物を詰めたものであること。

第一百六十九條 二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

第一百七十條 (特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第一百七十一條 第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第四十二条の規定に基づき付添人が付された場合において、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

第一百七十二條 (荷送人の申告等の責任)

第一百七十三條 第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

第一百七十四條 (運送状等の記載不完全等の責任)

第一百七十五條 第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

第一百七十六條 二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

第一百七十七條 (免 責)

第一百七十八條 第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

第一百七十九條 一 当該貨物の欠陥、自然の消滅、虫害又は鼠害

第一百八十条 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

第一百八十一條 三 同盟罷業、同盟意害、社会的騷擾その他の事変、強盗

第一百八十二條 四 不可抗力による火災

第一百八十三條 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

第一百八十四條 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

第一百八十五條 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

第一百八十六條 (高価品に対する特別)

第一百八十七條 第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を申告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

第一百八十八條 (損害賠償減事由)

第一百八十九條 第四十六条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しない限り、貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに引渡しを受けることのできないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を發したときは、この限りではありません。

第一百九十條 二 前項の規定は、当店に悪意があつた場合には、これを適用しません。

第一百九十一條 (損害賠償額)

第一百九十二條 第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償額は、その貨物の引渡すべきであつた日の到達地の価額によつてこれを定めます。

第一百九十三條 二 貨物の一部滅失又はき損があつた場合の損害賠償額は、その引渡しのあつ